

端末機器の技術基準適合認定等に関する業務規程

平成 28 年 4 月 15 日 初版 改正 平成 29 年 1 月 16 日 平成 30 年 7 月 25 日 改正 改正 令和2年4月1日 改正 令和3年2月5日 改正 令和 4 年 4 月 18 日 改正 令和5年1月24日 改正 令和6年2月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 TAC(以下「当社」という。)が電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」という。)第53条の規定による端末設備の機器(以下「端末機器」という。)の技術基準適合認定(以下「認定」という。)及び第56条第1項の規定による端末機器の設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、もって認定及び認証(以下「認定」という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(一 登録に係る事業の区分)

(対象とする端末機器)

第2条 当社が認定等を行う端末機器は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年 総務省令第15号、以下「認定等規則」という。)第4条に定める業務とし、次のとおりとする。

- 一 通話の用に供する端末機器
- 二 前号以外の端末機器
- 2 当社が認定等を行う端末機器は、次に掲げる端末機器とする。
- 一 アナログ電話用設備(電話用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。以下同じ。)であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。) 又は移動電話用設備(電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器(三に該当するものを除く)
- 二 インターネットプロトコル電話用設備(電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器
- 三 インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則別表第四号に 掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。)であっ て、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもの



をいう。)に接続される端末機器

四 無線呼出装置(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対し呼出し(これに付随する通報を含む。)を行うことを目的とする電気通信役務に供するものをいう。)に接続される端末機器

五 総合デジタル通信用設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として 64 キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は映像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務に供するものをいう。)に接続される端末機器

六 専用通信回線設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務に供するものをいう。)又はデジタルデータ伝送設備(電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は映像の伝送交換を目的とする電気通信役務に供するものをいう。)に接続される端末機器

(二 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項)

(業務時間)

第3条 認定等の業務を行う時間は、以下のとおりとする。

10:00から18:00まで

(休日)

第4条 休日は次のとおりとする。

- 一十曜日、日曜日
- 二 祝祭日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)
- 三 12月29日から翌年1月4日まで
- 四 上記の休日以外に会社が定めた休業日(あらかじめウェブページ等で公示するもの)

(三 認定等の業務を行う事務所に関する事項)

(業務を行う事務所)

第5条 認定等の業務を行う事務所は以下のとおりとする。

大阪府大阪市旭区高殿二丁目5番2号

(四 認定等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項)

(業務の実施方法の公開)

第6条 当社のウェブページにおいて、業務の実施方法を公開するものとする。

2 認定等規則第13条第2項の規定により業務規程の変更の届出を実施した際には、1営業日以内にウェブページの業務の実施方法の更新を実施するものとする。

(認定の申込)

第7条 認定を受けようとする者は、当社の定める申込書及び別表第1号に規定する書類及び資料 (以下「申込書添付書類」という。)を提出するものとする。



2 当社は、申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は1営業日以内に申込みを受理する(受理するとは、申込書及び書類について様式審査をおこない、適合している場合に行う行為をいう)。

(審查)

第8条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員に審査を行わせる。

2 審査は、認定等規則別表第1号に基づき実施する。

(審査結果の通知)

- 第9条 当社は、前条の審査の結果、当該申込み設備について認定を行ったときには、別表第2号 の技術基準適合認定証書をもって申込者に通知する。
- 2 当社は、前条の審査の結果、申込機器が技術基準に適合しないと認めたときは、その旨の理由を付した別表第3号の文書を持って申込者に通知する。
- 3 第1項及び第2項の通知は原則として、申込を受理した日から14日(第4条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- 一 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 二 第7条に規定する書類に不備があったとき。

(認定の報告)

第 10 条 当社は前条第 1 項の認定を行ったときは、認定等規則第 8 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定を受けた端末機器の種類
- 三 認定を受けた端末機器の名称
- 四 認定番号
- 五 認定をした年月日

(申込みの取下げ)

第11条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。

- 2 当社は、申込みを受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。
- 一 申込みの受理をおこなった日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- 二 第8条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類、申込み機器又は提出機器 の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
- 三 第7条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

(表示)



第 12 条 当社は、認定を行ったときは、別表第 4 号に定める表示を、認定をした端末機器の見やすい箇所に表示するものとする。

(認定事項の変更届出等)

第13条 認定を受けた者は、第10条第1項第1号に掲げる事項に変更(認定を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、認定等規則第8条第5項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認定についての報告)

第 14 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものと する。

- 一 認定を受けたものが不正な手段により認定を受けたこと
- 二 認定員が法令に違反して認定の審査をしたこと

(認証の申込)

第15条 当社の定める申込書及び申込書添付書類を提出するものとする。

2 当社は、申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は1営業日以内に申込みを受理する(受理するとは、申込書及び書類について様式審査をおこない、適合している場合に行う行為をいう)。

(審杳)

第16条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員に審査を行わせる。

2 審査は、認定等規則別表第2号の規定に基づき実施する。

(審査結果の通知)

第 17 条 当社は、前条の審査の結果、当該申込みに係る設計について認証を行ったときには、別 表第 5 号の認証書をもって申込者に通知する。

- 2 当社は、前条の審査の結果、当該申込みに係る設計が技術基準に適合しないと認めたときは、その旨の理由を付した別表第6号に定める様式の文書を持って申込者に通知する。
- 3 第1項及び第2項の通知は原則として、申込みを受理した日から14日(第4条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- 一 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 二 第15条に規定する書類に不備があったとき。

(認証の報告)

第 18 条 当社は前条第 1 項の認証を行ったときは、認定等規則第 19 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。



- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認証に係る設計に基づく端末機器の種類
- 三 認証に係る設計に基づく端末機器の名称
- 四 認証番号
- 五 認証をした年月日

(申込みの取下げ)

第19条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。

- 2 当社は、申込みを受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。
- 一 申込みの受理をおこなった日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- 二 第 16 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類、申込機器又は提出機器 の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。
- 三 第 15 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

(認証事項の変更届出等)

第20条 認証取扱業者は、第18条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更(認証設計に基づく端末機器について検査を最終に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、認定等規則第19条第5項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りではない。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認証についての報告)

第 21 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- 二 認定員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- 三 認証設計に基づく端末機器が技術基準に適合していないこと

(試験等)

第22条 当社は、別表第1号の申込書添付書類中、試験結果報告書等の書類が提出されなかった場合は、認定等の申込みに係る端末機器について試験を行う。

- 2 試験員は、認定等規則別表第1号二に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、認定員に報告する。
- 3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。
- 一 試験担当者名及び責任者名
- 二 試験実施年月日



- 三 試験実施場所
- 四 試験に使用した測定器名称及び型番ならびに製造番号、較正又は校正を行った年月日及び較正又は校正を行った機関名
- 五 端末機器の名称
- 六 試験項目及び試験結果
- 七 試験の方法
- 4 申込者は、第2項の試験に立ち会うことができる。

(測定器等の管理)

第23条 当社は、認証部において、試験が適正に実施されるよう、自社所有又は借り入れた測定器等及び自社測定室の環境について管理する。

(測定器等の較正又は校正)

第24条 当社は、認証部において、試験に使用する測定器等について、法第87条第1項第2号に 定めるように運用されるよう較正又は校正の管理を行う。

(五 他の者に試験の全部又は一部を委託する場合の事項)

(試験の委託)

第25条 当社は、試験の全部又は一部について、外部に委託することがある。

- 2 委託先の名称及び住所は次のとおりとする。
- Bureau Veritas Consumer Products Services (H.K.) Ltd. Taoyuan Branch
- No. 19, Hwa Ya 2nd Rd., Wen Hwa Vil., Kwei Shan Dist., Taoyuan City, Taiwan
- _ DEKRA Testing and Certification Co., Ltd.
- No. 159, Sec. 2, Wenhua 1st Rd., Linkou Dist., New Taipei City 24457, Taiwan
- 三 一般財団法人電気通信端末機器審査協会

東京都港区元赤坂 1-1-5 富士陰ビル 5階

四 甲賀電子株式会社

滋賀県栗東市手原 5-8-10

3 委託する場合、当社は申込者が開示を求める場合には認定等規則第8条第2項各号に掲げる事項について開示し、委託先を決定する。

(六 手数料の額及びその収納の方法に関する事項)

(手数料の額)

第26条 第7条の認定及び第15条の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第7号に記載のとおりとする。

2 試験結果報告書等の書類が提出されない場合であって、当社が端末機器の試験を実施する場合の手数料の額は、別表第7号に記載のとおりとする。

(手数料の収納の方法)



第27条 当社は、認定等の申込の受理を行った場合の手数料の収納の方法は、別表第7号に記載のとおりとする。

2 当社での認定又は認証実績のある申込者が希望する場合、手数料支払前に、必要資料の確認、試験、試験結果報告書の受理、審査等を行い、審査合格の場合、認定書又は認証書の発行を行うことがある。

(七 認定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項)

(認定員の選任及び解任)

第28条 認定員の資格は、法別表第1に定めるところによる。

- 2 認定員の選任又は解任は当社代表理事が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。
- 一 認定員に休職を命じたとき。
- 二認定員を解雇したとき。
- 三 認定員が退職したとき。
- 四 認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
- 五 認定員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
- 3 当社 代表理事は、認定員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒をおこなうことができる。
- 4 当社 代表理事は認定員を選任し又は解任したときは、認定等規則第11条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。
- 5 代表理事自身の認定員の選任又は解任は、監査室長が行う。

(認定員の配置)

第29条 認定員の配置は第5条に規定する事務所の所在地とする。

2 認定員の事務所への配置は1名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

(認定員の職務遂行)

第30条 認定員は認定等の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

(八 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項)

(秘密の保持)

第31条 当社の社員、理事、認定員、及び従業員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(九 認定等の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項)

(帳簿等の管理)

第32条 法第96条(法第103条において準用する場合を含む。)に規定する帳簿の記載内容は認定 等規則第15条第1項(認定等規則第23条において準用する場合を含む。)に規定する内容とする。



(帳簿の種類及び保存期間)

第33条 帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。)の種類及び保存期間は次のとおりとする。

一 認定等規則第 15 条第 1 項に定める帳簿 10 年

二 認定等規則第23条において準用する第15条第1項に定める帳簿 10年

三 申込書及び申込書添付書類 10年

四 試験結果報告書 10 年

五 測定器管理台帳 5 年

六 拒否及び取り消し通知書 5年

2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

(帳簿等の保管方法)

第34条 帳簿等は、電磁的記録により保管する。申込者より申込書及び申込書添付書類が紙で提出される場合等は、紙を電磁的記録に置き換え保管する。保管先については選定、契約を行った企業向け電磁的記録保管サービスを提供する企業のクラウドファイルサーバーとし、自社にてもバックアップとして、同電磁的記録を持つものとする。

(十 財務諸表等の備え付け及び閲覧の方法に関する事項)

(会計帳簿)

第 35 条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入 については、認定等の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理す る。

2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10年とする。

(財務諸表等の備え付け及び閲覧等)

第36条 当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

- 一 事業報告書
- 二損益計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録
- 2 当社は、法第95条第2項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧又は謄写の用に供するものとする。
- 3 当社は、法第95条第2項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い第1項の資料の謄本又は抄本の請求に応じるものとする。
- 4 前項に関わる謄本又は抄本の発行手数料は、5,000円とする。

(十一 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項)

(認定等業務の基本方針)

第37条 認定等業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

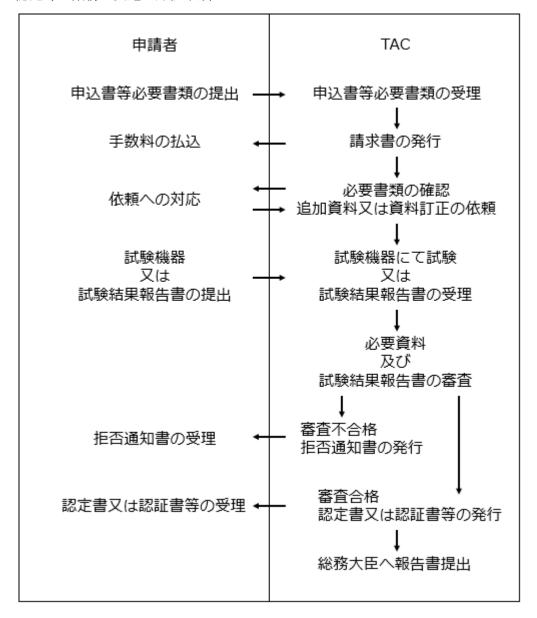
一 全ての申込者に対し公正な取扱いを行うこと。



- 二 審査は、法、認定等規則、端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び関連告示等に基づきおこなう。
- 三 認定等業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をウェブページ等で公開する。



認定等の業務の実施の方法手順





附則(初版制定)

(施行期日)

第1条 この規程は、当社が登録を受け業務を開始、受理を行なった申込みから適用する。

附則(改正 平成29年1月16日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年2月1日から適用する。

附則(改正 平成30年7月25日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年7月27日から適用する。

附則(改正 令和2年4月1日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附則(改正 令和3年2月5日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年2月5日から適用する。

附則(改正 令和4年4月18日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月18日から適用する。

附則(改正 令和5年1月24日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年1月24日から適用する。

附則(改正 令和6年2月1日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年2月1日から適用する。



別表第1号 申込書に添付する書類

項番	必要な書類及び資料	認定	認証	内容又は摘要
1	端末機器概要説明書	0	0	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様
				の概略について説明した資料をいう。
2	技術基準適合性説明資料			端末機器について、技術基準に適合している
				ことを説明した資料で、次の(1)及び(2)に適
				合する試験結果を記載した書類(試験結果報
				告書)及びその試験結果が(1)及び(2)に適合
				することを示した書類をいう。
				(1)電気通信事業法第 87 条第 1 項第 2 号の較
				 正又は校正等を受けた測定器等を使用して試
				験を行ったものであること。
				(2)総務省告示第 99 号(平成 16 年 1 月 26 日)
		0	0	で定める試験方法又はこれと同等以上の方法
				により行った試験であること。
				また、セキュリティ基準に関する認定・認証
				を希望する場合においては端末設備等規則第
				三十四条の十各号の条件を満たしていること
				が試験結果報告書により確認できること。
				ただし、同等以上のセキュリティ対策が講じ
				られていることが国際基準等により認められ
				る場合はその資料の提出をもってセキュリテ
				ィ基準を満たしているとみなす。
3	外観図	0	0	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図
				面をいう。
4	接続系統図及びブロック図			端末機器及び当該機器と接続される他の機器
			と電気通信回線設備との接続方法を記載した	
		0	0	図面及び当該機器について、回路の構成を各
				機能ブロックの接続構成として記載した図面
				をいう。
5	操作マニュアル			端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した
		\circ	\circ	資料をいう。
				セキュリティ基準に関する認定・認証を希望
				する場合においてはアクセス制御機能に係る



				識別符号 (パスワード) を変更する方法に関する説明が設定開始から設定完了まで示されていること。
6	確認方法書			端末機器の認証に係る申込みの場合に必要な
				資料であって、当該設計に基づく端末機器の
				いずれもが当該設計に合致することの確認の
				方法に係る事項を記載した資料をいう。
7	その他		0	審査の過程で参考となる事項を記載した資
				料。



別表第2号

技術基準適合認定証書

上記のとおり、電気通信事業法第53条の規定に基づく技術基準適合認定を行ったものであることを証する。

一般社団法人 TAC ⑩



別表第3号

年 月 日

殿

一般社団法人 TAC

技術基準適合認定拒否通知書

年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、下記2の理由により技術基準適合認定を行うことを拒否しますので通知します。

記

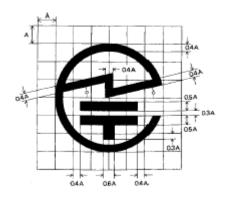
- 1 端末機器の内容
- (1)端末機器の種類
- (2)端末機器の名称
- 2 拒否の理由



別表第4号

1 認定ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに認定番号又は認証番号とする。



- (1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。

(ただし、電磁的表示の場合は適用しない)

- (3) 認定又は認証番号は第2項のとおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号は A 又は T とすること。

2 認定又は認証番号

- (1) 認定又は認証番号の最初の文字は、端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。なお、認定又は認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。
- (2) 当社で定める文字の最初の2文字は認定又は認証の申請が到達した西暦年号の下2桁の数字とする。また、それに続く番号は4桁とし、各年次の最初の認定又は認証を1番とする連番を付与する。
- (3) 認定又は認証番号の末尾 3 桁は、総務大臣が別に定める登録認定機関の区別を表す 020 とする。





規則で定める端末機器の種別を区別する記号

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	F
無線呼出用設備に接続される端末機器	В
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	С
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D



別表第5号

認証書

認証を受けた者	
端末機器の種別	
端末機器の名称	
販売業社	
認証番号	
認証年月日	
備考	

上記のとおり、電気通信事業法第56条第1項の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証する。

一般社団法人 TAC ⑩



別表第6号

年 月 日

殿

一般社団法人 TAC

認証拒否通知書

年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、下記2の理由により端末機器の設計についての認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

- 1 端末機器の内容
- (1)端末機器の種類
- (2)端末機器の名称
- 2 拒否の理由



別表第7号 端末機器の認定及び認証手数料 試験結果報告等書類の提出あり

(単位:円)

						(+ 11.1	
		認証				認定	
	新	新規		一部変更 注 4		規	
	単独	複合 注1	単独	複合 注1	単独	複合 注1	
A アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	240,000	120,000	120,000	60,000	50,000	25, 000	
E インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	240,000	120,000	120,000	60,000	50,000	25, 000	
Fインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	240,000	120,000	120,000	60,000	50,000	25, 000	
B 無線呼出用設備に接続される端末設備	100,000	50,000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	
C 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	240,000	120,000	120,000	60,000	50,000	25, 000	
D 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(注 2)(注 3)							
(1)インターフェースの種類 1種類	100,000	50,000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	
(2)端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機	100,000	50, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	
器)のみに係る機器	100,000	50, 000	50,000	25,000	50,000	25,000	
セキュリティ基準に関する認証・認定	100,000	50, 000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	

注1:「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注 2: 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成 23 年総務省告示第 87 号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

注3:「無線設備を使用する専用通信回線設備等」のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、1つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注4: 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器の認証申 込をいう。





(単位:円)

		認	証		認	定
	新	新規		一部変更 注 4		規
	単独	複合 注1	単独	複合 注1	単独	複合 注1
A アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	440,000	320, 000	320,000	260,000	250, 000	225, 000
E インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	440,000	320, 000	320,000	260,000	250, 000	225, 000
Fインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	540,000	420, 000	420,000	360, 000	250, 000	225, 000
B 無線呼出用設備に接続される端末設備	250,000	200, 000	200, 000	150,000	250, 000	225, 000
C 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	440,000	320, 000	320,000	260, 000	250, 000	225, 000
D 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(注 2)(注 3)						
(1)インターフェースの種類 1 種類	250,000	200, 000	200, 000	150,000	250, 000	225, 000
(2)端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機	250,000	200, 000	200, 000	150,000	250, 000	225, 000
器)のみに係る機器	250,000	200, 000	200, 000	150,000	250, 000	223, 000
セキュリティ基準に関する認証・認定	250,000	200,000	200, 000	150,000	250,000	225, 000

注1:「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注 2: 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成 23 年総務省告示第 87 号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

注3:「無線設備を使用する専用通信回線設備等」のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、1つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注4: 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器の認証申 込をいう。



1 認証ラベルの料金

(1) 端末機器の認証の場合は、申込者において認証ラベルを作成することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により認証ラベルを購入することが出来ます。

認証ラベルの料金:

1 枚あたり 20 円 (消費税含まず) 認証の場合のラベルの最低申し込み枚数は 100 枚とし、

100枚単位とさせていただきます。

(2) 端末機器の技術基準適合認定の場合は申込み台数分の認定ラベルを購入していただきます。認定ラベルは申込み台数分を発行します。発行手数料は、一枚あたり20円です。

2 その他の料金

(1)認定書、認証書の再発行

再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は10,000円です。再発行された認定書、認証書には、再発行をした旨を記載します。

(2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー

申込時、又は認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。コピー代金は 一枚あたり 100 円です。書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。

(3)端末機器の認定、及び認証の試験を当社で実施する場合、実際に試験に要した時間に応じて追加料金をいただくことがあります。

3 手数料の納入

- (1)申込書を受理後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら速やかに、 弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合については、発生後 直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様にお振込みください。振込 みが確認できない場合、審査が出来ない事があります。
- (2) 当社での認定又は認証実績のある申込者が希望する場合、手数料振込前に、必要資料の確認、試験、試験結果報告書の受理、審査等を行い、審査合格の場合認定書又は認証書の発行を行うことがあります。



別表第8号 一部変更の範囲(参考)

端末機器	の種類	認証を受けている端末機器と異なる部分
一 アナログ電話用設備	(1) 電話機	1 機能
又は移動電話用設備に接		(1) 短縮ダイヤル機能
続される端末機器		(2) 再ダイヤル機能
		(3) ワンタッチダイヤル機能
		(4) オンフックダイヤル機能
		(5) フッキング機能
		(6) 着信表示機能
		(7) ランプ表示機能
		(8) 保留機能
		(9) ミュート機能
		(10) ヘッドセット機能
		(11) ドアホン機能
		(12) 信号受信機能
		(13) 後位装置接続機能
		2 回路又はプログラム
		3 形状(1に掲げる機能に係るものに限る。)
		4 筐体材質
	(2) 構内交換設備又は	1 機能又は方式
	ボタン電話装置	(1) 内線電話機の機能
		(2) ダイヤルインの機能
		(3) 自動着信呼分配機能
		(4) 会議通話機能
		(5) 転送電話機能
		(6) 通話以外の通信機能
		(7) 自動発信機能
		(8) 自動応答機能
		(9) ドアホン機能
		(10) 通信管理機能
		(11) 信号受信機能
		(12) 回線接続機能
		(13) 中継台方式
		(14) 電源方式
		(通話電流の供給方式に係るものを除く。)
		2 回路又はプログラム



	3 寸法(交換機又は主装置の形状が同様であり、高
	さ、幅及び奥行きの和の比が十パーセント以内のも
	のに限る。)
	4 筐体材質
(3)変復調装置	1 機能
	(1) ループバック機能
	(2) 等化機能
	(3) 送出レベル調整機能
	(4) エラーチェック機能
	(5) 信号監視機能
	(6) 送出タイミング機能
	(7) ランプ表示機能
	(8) 通信管理機能
	(9) バックワード機能
	(10) 信号受信機能
	(11) 後位装置接続機能
	(12) 一の項1の(1)から(6)までに掲げる機能(網制
	御機能を有する場合に限る。)
	2 回路又はプログラム
	3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの利
	の比が十パーセント以内のものに限る。)
	4 筐体材質
(4)ファクシミリ	1 機能
	(1) メモリ機能
	(2) 等化機能
	(3) 送出レベル調整機能
	(4) エラーチェック機能
	(5) ランプ表示機能
	(6) 原稿又は記録紙サイズ
	(7) 情報処理機能
	(8) 通信管理機能
	(9) 信号受信機能
	(10) 後位装置接続機能
	(11) 一の項 1 の(1)から(6)までに掲げる機能(網制
	御機能を有する場合に限る。)
	2 回路又はプログラム
	3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和



	の比が十パーセント以内のものに限る。)
	4 筐体材質
(5)その他の端末機器	1 機能
	当該機器の基本的な機能以外のもの
	2 回路又はプログラム
	3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和
	の比が十パーセント以内のものに限る。)
	4 筐体材質
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
される端末機器	(1) メッセージ送出機能
	 (既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有
	する場合に限る。)
	(2) メモリ機能
	(3) 情報処理機能
	(4) 通信管理機能
	(5) 回線接続機能
	(6) 後位装置接続機能
	2 回路又はプログラム
	 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和
	の比が十パーセント以内のものに限る。複数の装置
	から構成される場合は主たる装置の寸法とする。)
	4 筐体材質
三 インターネットプロトコル移動電話用設備	
接続される端末機器	(1) メッセージ送出機能
	(既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有
	する場合に限る。)
	(2) メモリ機能
	(3) 情報処理機能
	(4) 通信管理機能
	(5) 回線接続機能
	(6) 後位装置接続機能
	(7) その他の基本的な機能以外のもの
	2 回路又はプログラム
	3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和
	の比が十パーセント以内のものに限る。複数の装置
	から構成される場合は主たる装置の寸法とする。)
	4 筐体材質



四 無線呼出用設備に接続される端末機器	1 機能
日 流体・1 日/11段 開 に 1支が にないる 3 川 木 1次位	1
	(2) 情報処理機能
	(3) 呼出機能
	(4) 表示機能
	2 回路又はプログラム
	3 形状(1 に掲げる機能に係るものに限る。)
	4 筐体材質
五 総合デジタル通信用設備に接続される端末機	1 機能
器	(1) メッセージ送出機能
	(既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有
	する場合に限る。)
	(2) メモリ機能
	(3) 情報処理機能
	(4) 通信管理機能
	(5) 回線接続機能
	(6) 後位装置接続機能
	2 回路又はプログラム
	3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和
	の比が十パーセント以内のものに限る。
	複数の装置から構成される場合は主たる装置の寸法
	とする。)
	4 筐体材質
六 専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用	1 機能
設備に接続される端末機器	当該機器の基本的な機能以外のもの
	2 回路又はプログラム
	 3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きの和
	の比が十パーセント以内のものに限る。)
	4 筐体材質